

千葉県水道局告示第3号

水道法第16条の2第1項の規定により、下記の者を千葉県水道局指定給水装置工事事業者に指定したので、千葉県水道局指定給水装置工事事業者規程第5条第1号の規定により告示します。

令和5年2月21日

千葉市長 神谷 俊一

所在地	東京都渋谷区神宮前六丁目12番20号
商号	株式会社アメニティ・プラス
代表者	代表取締役 谷崎 憲一
指定年月日	令和5年1月17日
指定番号	第510号